

社会福祉法人いずみ野福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ野福社会（以下「当法人」という）定款第九条および第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員（役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬及び退職手当を支給する。但し退職手当は当法人の常勤1種職員の期間と通算して10年以上勤務したものに限る。

(2) 非常勤役員（役員のうち常勤の役員以外の者）については、報酬を支給する。

(3) 評議員については、業務に応じた報酬を支給する。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとする。本人死亡のときの退職手当を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。ただし、同順位の遺族が2人以上いる場合の退職金は、そのうち代表者1名に支給する。

(報酬の総額)

第3条 役員に職務執行の対価として、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含まない。

(1) この法人の全理事の報酬総額は、年間6,000万円以内とする。

(2) この法人の全監事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める金額の範囲内での報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める俸給表の通りとし、常勤役員の報酬月額は俸給表のうちから、当該役員の業務内容、業務実績、経験年数と法人の財務状況を勘案し、理事会が決定する。但し当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(2) 退職手当の算定は、別表第3に定める算式により行なうものとする。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額とする。

(2) 理事会又は評議員会への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費は、給与規程第21条に準じる額とする。規定の額より超える場合はその実費とする。

(経費)

第6条 役員及び評議員が職務のため出張をしたとき及び宿泊等が必要な場合は、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(2) 役員及び評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月月末締めの日(支給日が休日にあたる場合はその前日)に支給する。

(2) 退職手当については、退任から2カ月以内に、本人または遺族の指定する金融機関口座への振込みによって支払うものとする。ただし、法人の業績や資金繰りの事情等により、その支給を延期し、または分割して支給することがある。

2 非常勤役員に対する報酬及び交通費は、毎月月末締めの日(支給日が休日にあたる場合はその前日)とする。

3 評議員に対する報酬及び交通費は、評議員会に出席した月の翌月17日(支給日が休日にあたる場合はその前日)に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年6月16日より施行する

この規程は、2020年1月1日より施行する

この規程は、2021年6月22日より施行する

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	号俸	報酬の額
理事長	1号俸	月額 800,000円
	2号俸	月額 900,000円
	3号俸	月額 1,000,000円
	4号俸	月額 1,100,000円
	5号俸	月額 1,200,000円

別表第2（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職名	号俸	役員報酬額
業務執行理事	1号俸	月額 120,000円
	2号俸	月額 140,000円
	3号俸	月額 160,000円
	4号俸	月額 180,000円
理事		月額 100,000円

別表第3（退職手当）

（1）算出方法は以下の通りとする。

役職別等級ポイント×役職別単価×当該役職在年数

（2）役職別等級ポイント

等級	役職	ポイント
1	理事	25
2	業務執行理事	25
3	理事長	35

（3）役職別単価

1等級	10,000円
2等級	20,000円
3等級	30,000円

(4) (在職年数の計算)

- ① 在職期間は、退任までに就任月から昇格就任月の前月までの満在職年数により求め、算定式に、その役職での満在職年数を乗じた額の累計額とする。
- ② 計算基準日を毎年4月1日とし、前年度の4月1日から3月31日までの期間の役職別等級ポイントの付与計算を行い、それぞれの累積ポイントに加算する。
- ③ 計算は月単位とし、端数期間の等級ポイントは、12で除した端数月数を乗じて算出する。ただし、1カ月に満たない場合は切り捨てとし、1ポイントに満たない場合も切り捨てとする。

(5) (支給制限)

故意または重大な過失等により法人に損害を与え、または名誉を傷つけた者については、退職手当を減額もしくは不支給とする。

別表第4 (非常勤役員及び評議員の報酬)

(1) 非常勤役員

役職名	役員報酬額
監事	月額 20,000円
	上記の他、理事会・評議員会への出席及び監事監査等の法人及び施設業務のため出勤
	日額 20,000円

(2) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 20,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	日額 20,000円